

1  
2 **優先評価化学物質の指定根拠外項目の評価（スクリーニング評価に準じた評**  
3 **価）の進め方及び評価結果**

4  
5 **1. 目的**

6 スクリーニング評価は、一般化学物質ごとに「人健康影響」と「生態影響」に  
7 係る2通りで行うこととしているため、以下の3通りの優先評価化学物質が存  
8 在する。

- 9 ①「人健康影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質  
10 ②「生態影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質  
11 ③「人健康影響」と「生態影響」の両方が指定根拠の優先評価化学物質

12 その結果、「人健康影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質については、「人  
13 健康影響」のリスク評価のみが進められ、同様に「生態影響」のみが指定根拠の  
14 優先評価化学物質については、「生態影響」のリスク評価のみが進められている。

15 しかし、優先評価化学物質の指定根拠ではない項目についても、リスクがない  
16 とは認められないかどうかを評価することが必要である。

17 そこで、①と②の優先評価化学物質の指定根拠でない項目については、毎年度、  
18 最新の有害性クラス及び暴露クラスを用いて、スクリーニング評価に準じた評  
19 価を実施し、優先評価化学物質に相当すると判定された場合には、優先評価化学  
20 物質の指定根拠に追加することとする。

21 (参考) 優先評価化学物質の指定状況 (令和3年11月12日現在)

①「人健康影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質	90物質
②「生態影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質	101物質
③「人健康影響」と「生態影響」の両方が指定根拠の優先評価化学物質	36物質
優先評価化学物質の合計	227物質

22  
23 **2. 評価方法**

24 一般化学物質と同様に、事業者からの届出情報（製造・輸入・出荷数量、用途）  
25 から推計した排出量に基づく暴露クラスと、収集された有害性情報に基づく有  
26 害性クラスのマトリックス（以下「優先度マトリックス」という。）において、  
27 有害性及び暴露の程度が大きく優先度が「高」に区分される物質や、優先度が  
28 「中」に区分される物質のうち、専門家による詳細評価に基づき必要性が認めら  
29 れた物質について、優先評価化学物質相当と判定する。

## 1 **評価の実施対象**

2 令和2年度に優先評価化学物質としての届出がされた物質のうち、「人健康  
3 影響」のみ、あるいは、「生態影響」のみが指定根拠となっているもの。優先  
4 評価化学物質への指定時期との関係で、令和2年度時点ではまだ一般化学物  
5 質としての届出がされた物質については、優先評価化学物質としての数量が  
6 把握できないため対象外とする。

## 7 **暴露クラスの算出方法**

8 スクリーニング評価用排出係数を用いて推計排出量を算出するなど、スク  
9 リーニング評価における暴露クラスの算出方法に準じて算出する。

## 10 **有害性クラスの算出方法**

11 一般化学物質のスクリーニング評価と同じ算出方法とする。

## 12 **優先度マトリックス**

13 一般化学物質のスクリーニング評価と同じ優先度マトリックスを用いる。

## 14 **専門家による選定方法**

15 一般化学物質のスクリーニング評価と同じ選定方法とする。

## 17 **3. 優先評価化学物質の判定案**

18 2. の評価方法に沿って評価を実施した結果、人健康影響に関しては、過酸化  
19 水素及びクレオソート油が優先度「高」となり、優先評価化学物質に相当すると  
20 考えられる。ただし、過酸化水素については、資料4-3別添のとおり優先評価  
21 化学物質相当とは判定せず、来年度以降もスクリーニング評価を行いつつ注視  
22 する。

23 優先評価化学物質の判定案については以下の通り。

24 評価対象物質の暴露クラス	: 資料4-2
25 人健康影響に関する優先判定案	: 資料4-3
26 過酸化水素の人健康影響に係るリスク懸念の確認について	: 資料4-3別添
27 生態影響に関する優先度判定案	: 資料4-4
28 PRTR 排出量による暴露クラスの見直し	: 資料4-5
29 環境中濃度による詳細評価	: 資料4-6